

仕 様 書

1. 概 要

- (1) 需 要 場 所 印旛沼流域下水道習志野ポンプ場
船橋市習志野四丁目 1 3 9 番 2 号
- (2) 業種及び用途 下水道事業 (ポンプ場)

2. 仕 様

(1) 電気方式等

1 供給電気方式	交流 3 相 3 線式
2 供給電圧 (標準電圧)	6, 0 0 0 ボルト
3 計量電圧 (標準電圧)	6, 0 0 0 ボルト
4 標準周波数	5 0 ヘルツ
5 受電方式	1 回線受電
6 自家発電設備	なし
7 蓄熱槽	なし

(2) 予定契約電力

1 1 2 キロワット

(ただし、各月の契約電力は、その 1 月の最大需要電力と前 1 1 月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。なお、最大需要電力が、5 0 0 キロワット以上となるときは、甲乙協議のうえ、契約電力を変更する。)

(3) 予定使用電力量

6 4, 8 0 0 キロワット時

(月別の予定使用電力量は別紙のとおり)

(4) 契約期間

令和 2 年 4 月 1 日 午前 0 時 から
令和 3 年 3 月 3 1 日 午後 1 2 時 まで

(5) 電力量等の検針

自動検針装置	無
電力会社の検針方法	有人検針
計量器の構成	交流 3 相 3 線式 1 1 0 V 5 A 5 0 H z
計器定数	1, 0 0 0 パルス / キロワット秒 1, 0 0 0 パルス / キロバール秒 5 0, 0 0 0 パルス / キロワット時

(6) 需給地点

需要場所における千葉県が施設した高圧交流開閉器 1 次側接続部接続端子と東京電力パワーグリッド株式会社が施設した終端接続部接続端子との接続点

(7) 電気工作物の財産分界点

需要場所における千葉県が施設した高圧交流開閉器 1 次側接続部接続端子と東京電力パワーグリッド株式会社が施設した終端接続部接続端子との接続点

(8) 保安上の責任分界点

電気工作物の財産分界点に同じ

3. その他

(1) フリッカー発生機器等電気の質に影響を与える負荷設備は特に有していない。

(2) 使用期間中力率 85 パーセントを保持する予定である。